# 神河町『人・農地プラン』について

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成31年 3月18日

神河町長 山 名 宗 悟

記

- 1. 協議の場を設けた区域の範囲 神河町 寺野地区
- 2. 協議の結果を取りまとめた年月日 平成31年1月18日
- 3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体(担い手)の状況
  - ◆経営体数 法 人 経営体 個 人 1経営体 集落営農 組織
- 4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか ◆担い手はいるが十分ではない
- 5. 農地中間管理機構の活用方針

農地中間管理機構を活用する。

6. 地域農業の将来のあり方

#### 【農地の利用】

・土地利用型農業については、(認) 廣納佳則氏が水稲、麦,小豆及び野菜の二毛作を中心とした作付を行い、離農や規模縮小する農家の農地を借受け、経営規模拡大を目指し、生産性を向上させ経営の安定を図る。また、農地中間管理機構(兵庫みどり公社)を積極的に活用する。

#### 【担い手について】

寺野地区については、(認)廣納佳則氏を中心となる経営体として位置づけている。今後 は、経営の安定化及び後継者の育成を推進する。

## 【農地の出し手】

・現在、個人で経営している農家(兼業農家・自給的農家)は、今後、離農や規模縮小する場合などは、中心経営体に農地を貸付ける。

## 【農地の保全】

・農地の保全で一番労働力がかかる草刈作業については、農地を守り、環境を守り、地域を守るため、出来る限り相互協力を行う。更に、多面的機能交付金を効率よく利用し、農業用施設の管理、農地の保全を行う。

## 【鳥獣害対策】

・定期的に点検を行いながら、国、県、町の交付金を活用し、防護柵の設置、修繕を行い。獣害を最小限に抑える。

補助メニュー:鳥獣被害防止対策交付金、神河町有害鳥獣防止対策施設設置事業補助金